

学校法人会計について

1 学校法人会計の特徴

学校法人は文部科学省が定める「学校法人会計基準」という会計処理に従って計算書類を作成し、所轄庁に届けることが義務付けられています。

この計算書類とは…

- 資金収支計算書
資金収支内訳表／人件費支出内訳表／活動区分資金収支計算書
- 事業活動収支計算書
事業活動収支内訳表
- 貸借対照表
固定資産明細表／借入金明細表／基本金明細表
になります。

また、学校法人に対する収入は「学生生徒納付金」が大半を占めているので、非常に固定的で制約的だと言えます。そのため学校法人が教育事業に資金を投下していくためには、長期的な計画が必要となってきます。この計画を達成する仕組みとして、予算制度を重要視していることも学校会計の特徴と言えるかもしれません。

2 学校法人会計の特徴と企業会計との違いについて

企業会計では、営業活動等による成果や経営状態等を利害関係者に報告するために「損益計算書」や「貸借対照表」、一部上場企業においては「キャッシュフロー計算書」といった計算書類を作成します。

企業と学校法人、それぞれの計算書には類似性の高いものがありますが、企業会計においては「損益（黒字か赤字か）」を重視する一方、学校法人会計は収支の均衡状況と財政状態を把握し、学校法人が長期的にわたって持続的・安定的な経営が可能であるか重視されます。そのため、計算書の目的や科目等が異なっております。

	学校法人	企業
事業の目的	教育・研究活動	利潤獲得のための経済活動
会計処理のルール	学校法人会計基準	企業会計原則
財政の構造	消費経済体	生産経済体
作成する書類	資金収支計算書 活動区分資金収支計算書 事業活動収支計算書 貸借対照表	キャッシュフロー計算書 損益計算書 貸借対照表

3 計算書の説明

(1) 資金収支計算書

当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入及び支出の内容と、支払資金（現金及びいつでも引き出すことのできる預貯金）の収入及び支出のてん末を明らかにするものになり、キャッシュフローの状況が把握することができます。

また、付属資料の活動区分資金収支計算書は収入・支出を一覧で表示されている資金収支計算書を「活動区分（教育活動・施設整備等活動・その他の活動）」ごとに組み替えて表示したもので、企業会計のキャッシュフロー計算書により近い計算書になります。

(2) 事業活動収支計算書

当該年度における事業活動収入と事業活動支出の内容と均衡状態を明らかにするものになります。

事業活動を経常的なものと臨時的なものに区分し、さらに経常的な活動を「教育活動」と「教育活動外」に区分し、経営状態を把握することができます。

(3) 貸借対照表

年度末における資産、負債及び純資産の残高を示し、財政状態を明らかにするものです。